

令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けていない特定養育者を支援するための特定養育者支援給付金の支給等に関する法律案 概要

第一 趣旨

令和三年度子育て世帯臨時特別給付金事業において、現に児童を養育している者にその支給がされない状況が生じている現状に鑑み、これらの者を支援するための特定養育者支援給付金の支給に関し必要な事項を定め、あわせて、特定非養育者に支給された令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の返還請求等について定めるものとする。

第二 定義

一 特定養育者

(1)令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の額の算定の基礎となる児童であつて、当該児童に係る令和三年度子育て世帯臨時特別給付金が当該児童を現に養育する者に支給されなかったもの又は(2)令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の額の算定の基礎とならなかった児童を養育する者のうち、(a)中学生以下の児童を養育する者であつて、当該児童に係る児童手当の受給権者であるもの、(b)高校生の児童を養育する者であつて、当該児童について児童手当の支給要件に準ずる要件に該当するもの

二 特定非養育者

令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた者であつて、その支給時にその額の算定の基礎となる児童を養育していなかったもの

第三 特定養育者支援給付金の支給

一 支給対象者

特定養育者に対し、特定養育者支援給付金を支給すること。

二 支給額等

特定養育者支援給付金の額は、令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の額に相当する額（ただし、特定非養育者が令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の全部又は一部に相当する額を児童を現に養育する者に交付し、又は児童のために消費した場合には、令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の額から当該相当する額を控除した額）とすること。

第四 特定非養育者に支給された令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の返還請求等

一 特定非養育者に対する返還請求

特定非養育者に令和三年度子育て世帯臨時特別給付金を支給した市町村は、当該令和三年度子育て世帯臨時特別給付金のうち児童を現に養育する者に交付されず、又は児童のために消費されていない部分に相当する額の返還を請求することができること。

二 令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の支給の適正化

政府は、令和三年度子育て世帯臨時特別給付金を現に児童を養育していない者が受給しないようにするため、支給対象者の見直しその他の必要な措置（※支給要領の改正を想定）を講じなければならないこと。

第五 その他

一 費用負担

特定養育者支援給付金の支給及び令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の返還請求に必要な費用は、全額を国庫が負担すること。

二 経過措置

この法律の施行前に市町村が支給した給付金で特定養育者支援給付金に相当するものは、特定養育者支援給付金とみなしてこの法律の規定（一部を除く）を適用すること。